

藤木久志著『刀狩り―武器を封印した民衆―』 (岩波新書、二〇〇五年八月一九日発行 本体七八〇円十税)

伊東 富昭

近世初頭、豊臣秀吉の太閤検地・刀狩りなどの諸政策によって、「土農工商」としてイメージされる身分関係が形成され、農工商らは戦争とは無縁に日常生活を送れるようになったと考えがちである。合わせて刀などの武器の類はほとんど没収され、身近には存在しないものと、思い込んでいたのではないだろうか。

それに対して藤木は、秀吉の刀狩りの後、近世社会を通じて、刀の長さ、鐔の形、鞘の色など、外観についての規制を除けば、百姓や町人に刀や脇指をもつことが禁じられた形跡はなく、村のもつ鉄砲の数は、むしろ時と共に増えていった、と指摘する。また、ほぼ半世紀の間、刀狩り研究がゼロだったのは、秀吉の刀狩りと明治の廢刀令のおかげという共同幻想と国民の非武装という現実の仕業だった、という。

藤木は既に『戦国の作法』などで、村の武装のあり方を「自検断」のためとして、害鳥獣の駆除、村の治安、山野河海のナワバリ争い、地域の防衛に自前の武器を自在に使いこなし、「人を殺す権利」さえも村ごとに行使していた、とする。また、中世、近世初めの村々で、「腰さし」は不可侵のもので、ひとの脇指を奪えば村追放という厳しい掟もあったという。

こうした意識の中で刀狩りが強行されていくことになる。従来、刀狩りのきっかけは、一五八七年に起きた肥後の国衆一揆とされてきたが、一五八五(天正二三)年三月下旬、紀州雑賀一揆制圧にあたり、張本人らは千殺し(兵糧攻め)にするが、普通の百姓らは武装解除を条件に助命しようとし、さらに四月下旬、一般百姓の助命を表明し、今後の弓矢・槍・鉄砲・腰刀などを禁止。鉄や鋤などの農具を大切にし、耕作だけに専念せよと発令した。これを「原刀狩

令」と呼んでいる。

当然、大きな抵抗が予想されたが、強行の背景には、刀狩りは建国など、大きな国制の変わり目には常にあるべき徳政、という統治の意識が古くからあったものか、とも述べている。一五八八年五月一日、東山の麓で、本格的な大仏殿造りを再開。これを刀狩りを実施するための、細心で壮大な仕掛けとしている。この年のイエズス会年報では、大仏こそが主で、刀狩りはあくまでも従、と見ていたという。しかし刀狩りの噂を記した多聞院英後による『多聞院日記』には「内証は、一揆を停止するためだ、というもっぱらの噂だ」と、本音が下々にも知られていたことが分かる。それでも人々が刀狩りを受け入れたことが重要であろう。

柳田国男の「身分が土と農に分けられ、百姓は低い身分に落とされた。百姓の名誉心を深く傷つける、耐え難い屈辱であった。ただ現実には、刀は小家にも隠匿された。武装解除の痛手というよりは、自分の誇りを奪われたのが衝撃であった。武装権は何よりも名誉権であり、人の尊厳そのものであった」(『日本農民史』)という指摘は、古びてはいない。

秀吉は一五八五年七月に関白となり、以後、「九州の平和令」、「關東・奥両国の物無事」令という形で新しい紛争解決手段として、自力の戦争から平和な裁判へと「大名の平和」を定着させた。その下で、刀狩りは村請けの大名と百姓の誓約という形で執行されたという。ただしこの過程において、百姓のすべての武器を調べ上げ、根こそぎ取り上げようという姿勢は見られない。刀狩りを画期として、百姓の帯刀を原則として免許制にする立前をつくり出すのに、刀狩りの真の狙いがあったとする。

刀狩令と検地令は、秀吉による天下統一の最後の仕上げとなる奥羽仕置の基軸であった。葛西・大崎一揆の直後、木村吉清領となつた米泉で、大崎旧臣や村の長老らが集まり、「かくして置いた刀、三腰」を持ち出して実力で抗議し、三十人余が処刑された。武器は持つていてもいいが、もしそれで人を殺傷すれば罪になる、ということの証である。

次いで一五九一（天正一九）年秋、朝鮮侵略令が出されると同時に、再び刀狩りが始まった。同年一〇月、高野山は「狩り置いた刀のうち、鞘のある分は、刀・脇指を問わず急いで提出せよ」と指示される。一五八五年に集められた刀は高野山に預けられていたらしい。またキリスト教宣教師ルイス・フロイスは、交戦下の侵略戦争に備えて、実戦武器を根こそぎ徴発する様子を、あらかじめ数人の目利きの刀匠を送り込み、名刀買いに来たと触れ、目録を作成。百人もの役人が死刑の脅しをかかけ、「貴人と兵士の家」を除く「農民・商人・職人、および一般庶民」の家をしらみつぶしに探し出し、名のある刀をすべて没収。さらにそれを売りに出し、値をつり上げて、もとの所有者にむりやり買い戻させ、金を儲けた挙げ句再び没収した、とサギまがいの展開を記録しているという。

ここでいう「兵士でないもの」とは現地の刀狩令にしばしば見られる「奉公人をあい除く」と同じ意味。奉公人は雑兵と同じで、下々の武家奉公人を指す。戦場では雑兵となり、普段は村に暮らす奉公人たちも重要な戦力。故に村の百姓であっても、奉公人ならば刀狩りを免除され、帯刀も許されたという。

秀吉は「村の平和」を実現するために喧嘩停止令なるものを出している。しかし村々には現に大量の武器があり戦争も起きる。刀狩令は村の武器すべてを廃絶する法ではなかった。村の自力による山論や水論は後代まで続くが、やがて村の武器は鎌・鍬・斧などの農具に持ち代えられる。喧嘩停止令はその武器制御のプログラムであったとする。

さて江戸時代に入ると、徳川は喧嘩停止令を初めから法により継

承していたが、刀狩令は積極的に受け継いだ形跡がなく、かといって廃棄した様子もないという。ただ個々の大名法の中には継承されている。

従来、全民衆の帯刀禁令とみなされてきた一六二九年に出された徳川の京都町触、「大脇指」禁止令は、単に大脇指は盗人と紛らわしいので好ましくない、としか読み取れないという。あくまでも風俗規制の法で、民衆の武装解除をめざした刀狩令の継承ではなかった。江戸では、一六四八年の町触が、長刀や大脇指を指し、武家奉公人の風体をまねたり、「かぶきたる躰をして、がさつで無作法な者がいたら」取り締まるとしている。脇指を指すのはすべての町人の日常であったが、一七世紀半ば過ぎ（一六六八）、特例を除き、御用町人に限定され、一六八七年、すべての町人の帯刀が禁止された。

村ではそれぞれの藩によって異なる。尾張藩で起きた一六三二年の村同志の闘争事件からは、刀・脇指は百姓にとっても特別な表象で、ただの武器（凶器）とはみなされず、防戦で鎗を使ったのは遺憾だが、人を殺しても違法ではなく、サムライという百姓の身分次第では、村に弓や鉄砲があっても構わなかった、という状況が知られる。越前藩では一六八七年の喧嘩口論の法で、刀・脇指・弓・鎗を所持するだけなら問題はないが、集団で喧嘩の場に持ち出すのは「百姓に不似合いのしかた」で違法としている。また、一六七四年の徳島藩の村法は、盆踊りや雨乞踊りなどで、踊り子たちや見物人が刀・脇指を指すのは御法度。さらに一六七七年一〇月、紀州藩で、大庄屋の他は百姓の帯刀停止。ただしサムライの筋目があり、指してきた者は構わない。百姓に不似合いなことはするな、としており、これが百姓の帯刀禁止を公然とうたった村法の初見という。逆に、由緒によって帯刀が許される山城国の例や、「寸志」という積極的な献金によって帯刀が許される肥後藩の例もある。吉岡孝によると、一七九八年、幕府は「長脇指」など禁止の「百姓風俗取締」令を出しているという。

一七世紀末の村々には、害鳥獸を追う農具としての大量の鉄砲があったことが、塚本学によって指摘されており、「生類をめぐる政治」平凡社、一九八三）、生類憐み策は、徳川による人民武装解除策という意味さえ持ったという。一七〇九年、綱吉の死と共に、諸国鉄砲改め令も撤回されたが、獸類の他に、村や町でみだりに鉄砲をうつな、という掟は生きており、江戸近辺でむやみに鉄砲をうつことは改めて禁止された。一七一七年五月に鉄砲改めが再令され、関東に限り一六八七年の水準に戻すこととなった。ただし害獸への実弾使用は許可不要。江戸十里四方の鉄砲は残らず取り上げ、獵師鉄砲も禁止、使えば没収とされる。これは將軍の鷹狩りのための鷹場維持を目的とする鳥打ち禁止であった。武井弘一によると、一七二九年に許可さえあれば、害獸対策に限り鉄砲使用可とされ、村の鉄砲の数量制限が撤廃されたという。一八三八年、「関東の山中でも、獵師の他は、鉄砲を所持すべからず」とされたが、小田原藩では実態調査を行い、鉄砲一挺ごとに鑑札を配布した。村の治安が保てれば、村の鉄砲を厳しく取り締まる必要はないというのである。問題なのは、やくざら悪党が持ち歩く「隠し鉄砲」であったが、悪党から直に摘発された事例は見たことがないという。

小椋喜一郎、安藤優一郎らによって、百姓と領主の間に鉄砲不使用の原則があったことが指摘されている。しかし百姓一揆の勢いが激しくなり、領主側ではそうも言っていない。一揆威嚇のための鉄砲使用の初見は、一七四八年末、播磨の姫路藩の例という。幕府は「時宜によるが、飛道具を用いるのは無用」と警告している。一七七三年、飛驒の幕領高山で検地反対の一揆が起き、代官から救援を求められた郡上藩が発砲して、一揆側に多数の死者を出した。杉田玄白は「徳川の平和のもとで、鉄砲で百姓を殺したのは、これが初」と記録している。一七八一年、一揆が領内に及んだ川越藩が鉄砲使用の手続きを問い合わせる。幕府は、下知なくして鉄砲を使うのは無用。やむを得なければ空砲、それでも尚、一揆側が鉄砲を使ったら、実弾を使ってもいい、と回答。これが一七九六年には、

じめて成文化されたという。

百姓一揆には、武器の抑制に対する、自力の作法があった。しかし一九世紀、百姓一揆にやくざな悪党の影響が広まり、鉄砲の使用が次第に野放しになっていく（須田努『悪党の一九世紀』青木書店、二〇〇二）。百姓一揆の総数一四三〇件中、武器を持ち出したのは一五件（一％）。うち一四件が一九世紀前半に集中している。悪党への恐怖の風聞が支配を揺るがし、過敏な反応を呼び、それが「農兵」取り立ての契機ともなる。南関東から伊豆・駿河にかけて、代官江川氏により、銃隊中心の農兵組織が始まる。豪農たちを指導者に「壮年強健」の村人を農兵に組織し、世直し一揆に対峙させる。村を守るという名目で、暴力の正当化が始まり、豪農の私兵は村の集団武装に転化する。一八六六年の武蔵秩父の世直し一揆も、初めは武装の抑制を呼びかけていたが、鎮庄側の武装に対抗して、鉄砲・脇指を持って参加するように求めるようになっていく。

明治政府が徴兵制度を導入していく前提として、幕府が長州戦争時の兵力不足から、天領農民から兵士を大量に動員した兵賦の制を強行したが失敗した事情を視野に入れる必要がある。もはや兵農分離の立前を崩さなければならぬ状況に至っていたのである。

明治の「廢刀令」（一八七六年三月二十八日、太政官布告第三八号）も、帯刀禁止が骨子で、刀の所持までを禁止したものではなかった。身分表象とされてきた帯刀という権限を、すべての一般民間人から剥奪し、新たな明治国家の支配権力を担う、軍人・警察・官吏等だけの、公的・特権的な身分表象として独占することとなる。ただ、脇指を指すのは帯刀ではない、という通念が明らかになったと言える。刀狩令後も民衆は脇指を身に帯びていたことの裏付けである。司法省の実務上の見解は、廢刀令は公然たる帯刀のみ禁止。刀剣を懐中や袋に包んで持ち歩くのや他の兵器を携行するのも構わない。没収した刀は地方で保管する、というものであった。一八八一年に起草された植木枝盛の「日本国憲案」が第七一条で人民の武装抵抗権を規定しているのは、こうした状況を背景にしたものであった。

敗戦後のマッカーサーによる刀狩りについては、荒敬の研究によるところが多い様である。最初は全面的な民間の武装解除を考えていたようだが、日本政府は、日本刀は「日本人の魂」であり、民間の「家宝」だと主張し、除外しようと画策。ことに市民の猟銃は生活必需品なので許可制のもとで保持させたい、と主張。しかし日本刀すべての民間確保は諦め、日本刀Ⅱ「家宝」論にかえ、新たに「美術品論」を持ち出し、美術刀と小刀だけを除外することを求め、武器の回収は日本の警察が行うこととさせた。一九四六年六月三日、「銃砲所持禁止令」(勅令三〇〇号)、同一七日、「銃砲所持禁止令施行規則」(内務省令二八号)が出された。民間に潜在する武器の、さらなる発見と回収が第八軍の狙いだったという。こうして日本での国民の非武装化が進んだのは、秀吉の刀狩令の結果ではなく、占領軍の権威を背景にして、日本の内務省と警察が強行した、武装解除の結果だった。強大な国家権力による民衆の武装解除論(丸腰の民衆像)から、民衆の自律と合意による武器封印論(自立した民衆像)へ、「秀吉の刀狩り」をめぐる歴史の見方を大きく転回することを提案する、というのが締め言葉であった。

近代以降の第二、第三の刀狩りの分析が弱い点が惜しいが、近世の豊富な実態紹介から、刀狩りに関する認識を改めなければならぬと教えられる書であった。

一九八〇年代以降、停滞気味となつていとされる百姓一揆研究においても、一揆に使用される持ち物や出で立ちなど、主に一揆の作法に関する研究では深化を見ている。しかしこれに対しても、全面的な再検討が迫られると、保坂智は『百姓一揆と義民の研究』(吉川弘文館、二〇〇六)の中で指摘している。「徳川の平和」の中で、上から使用を禁止されるまでもなく、百姓たちは身近にある武器でさえ、身分不相応なものを使用しないというルールを自ら作り出していったのである。それは封建的身分関係の中であつて、自らの立場を守るという消極的な意識からのものでしかなかったかも知れない。しかし、かつての自力救済の論理が支配した、すなわち暴力

万能の時代の不幸には戻りたくないという積極的な取り組みであったということもできるのではなからうか。人類もしくは地球滅亡をもたらすかも知れぬ核の危機が現実味を帯びている現代社会において、江戸時代の百姓一揆に見られる論理を国際平和創出へのヒントとはできないものであろうか。